議案第28号

阿見町民体育館条例の一部改正について

阿見町民体育館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月25日提出

阿見町長 千 葉 繁

阿見町民体育館条例の一部を改正する条例

阿見町民体育館条例(昭和56年阿見町条例第23号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「体育館を利用する者」を「前条に規定する許可を受けた者」に改める。 第7条の見出し中「継続使用」を「継続利用」に改め、同条中「使用期間」を「利用期間」に改める。

第11条中「別表」を「体育館を利用するときは、別表」に改め、「に100分の110を乗じて得た額の使用料」を削り、同条ただし書を削る。

第14条中「使用者」を「利用者」に、「使用を終った」を「利用を終了した」に改め、 同条後段中「使用」を「利用」に改める。

第15条中「使用中」を「利用中」に改める。

第16条の見出し並びに同条第1項及び第3項中「使用」を「利用」に改める。 別表を次のように改める。

別表(第11条関係)

				使月	用料								
施設名	利用区分	午前9時	午前11時	午後1時	午後3時	午後5時	午後7時	備考					
旭权石	机用区刀	から午前	から午後	から午後	から午後	から午後	から午後	VIII ⁴ 2					
		11時まで	1時まで	3時まで	5時まで	7時まで	9時まで						
主競技場		1.050	1.050	1 050	1 050	2 200	2 222	・ 利用時間がその区分の全時間に満たない場合でも、					
	体育利用(団体)	1,370円	1,370円	1,370円	1,370円	2,200円	2,200円	使用料は、その区分の全額とする。					
								・ 稲敷郡の区域内又は稲敷市内に居住する者以外の者の使用料は、倍額とする。ただし、町内に勤務し、又は通学する者を除く。					
	体育利用(個人)	820円	820円	820円	820円	1,370円	1,370円						
	 体育以外利用	1,920円	1,920円	1,920円	1,920円	3,300円	3,300円	・ 空調設備を利用する場合は、1時間につき1,500円を					
	IT. 1950 14 1971	1,02013	1,02013	1,02011	1,02011	3,50011	0,00011	使用科に加昇する。この場合にわいて、利用時間か1 					
			4,120円	4,120円	4,120円	6,600円		時間に満たないとき又は1時間未満の端数が生じると					
	営利目的利用	4,120円						きは、これを1時間とみなす。					
							6,600円	・ 半面のみを利用する場合の使用料(空調設備の使用料を含む。)は、半額とする。					
								***できむ。パは、十額とする。 ・ 使用料には、消費税及び地方消費税相当額を含む。					
ミーティ								利田吐用ギスの屋八の人吐用に掛きむい用人です					
ミーティ	体育利用(団体)	400円	400円	400円	400円	820円	820円	・ 利用時間がその区分の全時間に個にない場合でも、 使用料は、その区分の全額とする。					
ム室	体育利用(個人)	400円	400円	400円	400円	820円	820円						
	体育以外利用	820円	820円	820円	820円	1,650円	1,650円	の使用料は、倍額とする。ただし、町内に勤務し、又					
	₩ 411 日 111 411 田	1.050	1.950	1.050	1.050	9 900	0.000	は通学する者を除く。					
	営利目的利用	1,370円	1,370円	1,370円	1,370円	2,200円	2,200円	・ 使用料には、消費税及び地方消費税相当額を含む。					

附則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

現行

(許可の制限等)

第5条 (略)

の各号のいずれかに該当するときは、前条の許可を取り消し、又は利用 を中止させることができる。この場合において、利用者が損害を被るこ とがあっても、教育委員会はその責めを負わない。

 $(1)\sim(4)$ (略)

(継続使用の制限)

し、教育委員会が認めたときは、この限りではない。

(使用料)

を前納しなければならない。ただし、10円未満の端数が生じたときは、 これを切り捨てるものとする。

(原状回復の義務)

第14条 使用者は、体育館の使用を終ったときは、直ちに体育館の内外を 清掃し、原状に回復しなければならない。第8条の規定により許可を取 り消され、又は使用を中止させられた場合も、同様とする。

(損害賠償の義務)

第15条 利用者は、体育館を使用中に施設、附属設備又は備品を損傷し、 又は滅失したときは、直ちに教育委員会に届け出るとともに損害を賠償 しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由によるも のと認めたときは、この限りではない。

(特別の**使用**)

のものの使用については、教育委員会が管理運営上支障がなく、かつ、 その必要があると認めた場合に限ってこれを許可することができる。

(許可の制限等)

第5条 (略)

2 教育委員会は、**体育館を利用する者**(以下「利用者」という。)が次 | 2 教育委員会は、**前条に規定する許可を受けた者**(以下「利用者」という。)が 次の各号のいずれかに該当するときは、前条の許可を取り消し、又は利用を中止 させることができる。この場合において、利用者が損害を被ることがあっても、 教育委員会はその責めを負わない。

改正後

備考

 $(1)\sim(4)$ (略)

(継続利用の制限)

第7条 体育館の**使用期間**は、引き続き2日を超えてはならない。ただ↓第7条 体育館の**利用期間**は、引き続き2日を超えてはならない。ただし、教育委 員会が認めたときは、この限りではない。

(使用料)

第11条 利用者は、**別表**に定める額**に100分の110を乗じて得た額の使用料** | 第11条 利用者は、**体育館を利用するときは、別表**に定める額を前納しなければな らない。

(原状回復の義務)

第14条 利用者は、体育館の利用を終了したときは、直ちに体育館の内外を清掃 し、原状に回復しなければならない。第8条の規定により許可を取り消され、又 は利用を中止させられた場合も、同様とする。

(損害賠償の義務)

第15条 利用者は、体育館を利用中に施設、附属設備又は備品を損傷し、又は滅失 したときは、直ちに教育委員会に届け出るとともに損害を賠償しなければならな い。ただし、教育委員会がやむを得ない理由によるものと認めたときは、この限 りではない。

(特別の利用)

第16条 本町の町民(町内に通勤又は通学する町外在住者を含む。)以外 │ 第16条 本町の町民(町内に通勤又は通学する町外在住者を含む。)以外のものの 利用については、教育委員会が管理運営上支障がなく、かつ、その必要があると 認めた場合に限ってこれを許可することができる。

- 2 (略)
- 3 前2項の規定による<u>使用</u>については、第4条から前条までの規定を準用する。
- 2 (略)
- 3 前2項の規定による<u>使用</u>については、第4条から前条までの規定を準 3 前2項の規定による<u>利用</u>については、第4条から前条までの規定を準用する。

別表(第11条関係)

	为11不(为(水)													
		使用料												
施設名	使用区分	午前9 時から 午前11 時まで	午前11 時から 午後1 時まで	午後1 時から 午後3 時まで	午後3 時から 午後5 時まで	午後5 時から 午後7 時まで	午後7 時から 午後9 時まで							
主競技場	体育使用(団体)	1, 250 円	1, 250 円	1, 250 円	1, 250 円	2,000 円	2,000 円							
	体育使用(個人)	750円	750円	750円	750円	1, 250 円	1, 250 円							
	体育以外使用	1,750 円	1,750 円	1,750 円	1, 750 円	3,000 円	3,000 円							
	営利目的使用	3, 750 円	3, 750 円	3, 750 円	3, 750 円	6, 000 円	6, 000							

別表(第11条関係)

				使月	料				
施設名	利用区 分	前11		時か ら午 後3時	時か ら午 後5時	午後5 時から午 で	時か ら午 後9時	備考	
主競技場	体育利 用(団 体)	1, 370 円				2, 200 円	2, 200 円	・ 利用時間がその区分の全時間に満たない場合でも、使用料は、その区分の全額とする。 ・ 稲敷郡の区域内又は稲敷市内に居住する者以外の者の使用料	
	体育利 用(個 人)	820円	820円	820円	820円	1, 370 円	1, 370 円	は、倍額とする。ただし、町内	
	体育以外利用	1, 920				3, 300 円	3, 300 円	時間につき1,500円を使用料に加算する。この場合において、利用時間が1時間に満たないとき又は1時間末満の端数が生じるときは、これを1時間とみなす。	
	営利目的利用	4, 120 円				6, 600 円	6, 600 円	・ 半面のみを利用する場合の使用料(空間段備の使用料を含む。)は、半額とする。・ 使用料には、消費税及び地方消費税相当額を含む。	

	現行								改正後							備考		
ミーティング	体育使用 (団体)	370円	370円	370円	370円	750円	750円		ーテ	体)	400円	400円	400円	400円	820円	820円	料は、その区分の全額とす	
ルーム室	体育使用 (個人)	370円	370円	370円	370円	750円	750円	イングルーム室	ン 用(個	400円	00円 400円 400円	400円	400円 820円	820円	月820円	る。		
	体育以外 使用	750円	750円	750円	750円	1,500 円	1,500		_ ム	体育以 外利用	820円	820円820円	820円] 820円	1, 650 円	0 1, 650 日	し、町内に勤務し、又は選字 する者を除く。	
	営利目的 使用	1, 250 円	1, 250 円	1, 250 円	1, 250 円	2,000 円	2,000 円		室営利目的利用		1, 370 1, 37 円 P			2, 200 円		使用料には、消費税及び地 方消費税相当額を含む。		
1 2 3	備考 1 利用時間がその区分の全時間に満たない場合でも、その区分の使用料を徴収する。 2 稲敷郡の区域内又は稲敷市内に居住する者以外の者の使用料は、倍額とする。ただし、町内に勤務又は通学する者を除く。 3 主競技場の半面のみを利用する場合は、その区分の使用料の半額を徴収する。																	

議案第28号 説明資料

【主な改正の理由】

令和6年度実施の「町民体育館大規模修繕工事」において、アリーナ部分に空調設備を 新設し、令和7年度から供用開始するに伴い、使用料を設定するため、阿見町民体育館条例 の一部を改正するもの。

【改正の概要】

- ①別表備考欄に空調設備の使用料(1時間1,500円)を追加。
- ②条例内において、「利用」及び「使用」が混在して使用されていたため、原則として「利用」に統一した。ただし、使用料については、地方自治法第255条の規定により、「公の施設の利用につき使用料を徴収することができる」という規定があることから、使用料のままとした。
- ③別表、施設の使用料について、外税表記であったが消費税法第63条の規定により、不特定多数の者に表示する価格は消費税及び地方消費税を含めた金額にするよう規定されているため、内税表記とした。なお、内税である判断がつくよう、別表にその旨を加えた。

【施行期日】

この条例は、令和7年4月1日から施行する。